

第3回和光市子ども・子育て支援会議
(仮称) 和光市こども計画の素案検討 基本目標論点

論点 1. 基本体系

- 基本理念・基本目標に、こどもが「主体」であること、常に「今」が大切なことの視点を表現したい。

こどもにとって「今」が自分らしく幸せ（ウェルビーイング）な状態が最善であり、「今」の状態の積み重ねが「あるべき姿」に繋がる。常に今の状態が「こども」「子育てに関わる人」「地域」にとってウェルビーイングな状態であることを表現しています。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」 ～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

論点2. こども計画の範囲



●「こども」「若者」について

こども基本法第2条において「こども」は「心身の発達の過程にある者」とされ、年齢による定義はありません。こども大綱の注釈において、概ね30歳未満とされています。「若者」については、こども大綱では、思春期・青年期も対象としています。

【こども大綱（抜粋）】「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代から概ね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

※ポスト青年期とは、社会生活を営む上で、困難を有する40歳未満をいう

●計画の対象者

和光市に在住・在学・在勤する全てのこども、若者及び子育て当事者を対象としてはどうか。

論点3. 「こども」の表記

- 令和4年9月15日付内閣官房副長官補佐付こども家庭庁設立準備室事務連絡「こども」の表記の推奨について（依頼）のとおり、次の特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。

特別な場合

- 1 法令に根拠がある語を用いる場合
- 2 固有名詞を用いる場合
- 3 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合